



基徴発第 0322001 号

平成 16 年 3 月 22 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士制度の運営につきましては、平素格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、貴会に通知しましたとおり、岐阜県社会保険労務士会及び神奈川県社会保険労務士会所属の会員に対して、それぞれ平成 16 年 2 月 25 日及び同年 3 月 16 日付けをもって、社会保険労務士法第 25 条の 2 に基づく懲戒処分を行いました。昨今、本件以外にも、労災給付や各種助成金の不正受給等の事案により、逮捕・起訴される社会保険労務士が多く見られるところであります。

このような状況は、社会保険労務士に対する国民の信頼を失墜させることはもとより、行政機関との信用性にも多大な影響を及ぼすものであります。

したがいまして、貴会におかれましても、社会保険労務士制度の信用回復及び秩序維持のために、社会保険労務士が不正行為に関与することがないように、各会員に対する一層厳格な指導に努められ、社会保険労務士制度の適正な運営が図れるよう十分留意されますようお願いいたします。